

頂いた意見の内容（要旨）とこれに対する市の考え方

1	意見の内容	飲酒運転をする者が出るなど不測の事態やトラブルが必ず発生するので、飲酒については絶対に認めるべきではないと考えます。また、基本方針（案）P22の(3)②に抵触する恐れがありますし、万一の場合、飲酒を許可した側も責任を問われるのではないのでしょうか。敷地内の「禁煙・禁酒」を継続するよう再考をお願いします。
	市の考え方	本市は令和6年4月より、公民館を地域交流センターへと移行し、従来の生涯学習拠点としての機能に加え、地域における交流や活動を推進する拠点にしていきたいと考えております。 飲酒については、自治会や町内会等の地縁団体が主催する懇親会等に限って認めていこうとするもので、これらは地域の親睦や交流を深めることにつながり、地域交流センターの基本方針に沿っているものと考えております。 飲酒を伴う使用の場合は、事前に飲酒行為申請書の提出と地域交流センター所長との協議を要するものとし、節度ある利用や交通ルールなど基本的なルールの遵守と、それらのことの参加者全員への周知を求めている方向で考えております。 また、飲酒を認める場所は使用許可をする室内のみであり、ロビー等の建物内の共用スペースや駐車場を含めた敷地内における飲酒を許可するものではありません。 したがって、飲酒を伴う懇親会の開催は、利用基準の範囲内で許可されることとなります。
2	意見の内容	午後の使用区分は13時から17時の4時間としていますが、文化活動やスポーツ活動などでは4時間の活動を必要とすることは多くないと思います。予約の混雑解消や施設の有効利用の面から、午後を2時間ずつ二つの区分にすれば、より使いやすい施設になると考えます。
	市の考え方	午後の使用区分の分割につきましては、二分した場合の区分間の引継ぎ時間を考慮した時間帯設定や料金設定など、様々な課題が考えられます。頂いたご意見を参考として、地域交流センター移行後の午後の使用状況の実態等を踏まえ、より使いやすい施設になるよう研究してまいります。